

介護老人保健施設日和の里 施設サービス 利用料金一覧表

入所利用料 *地域区分：大津市（5 級地 10.45）

介護保険報酬 基本利用料			＊単位（円）			
	基本単位	算定単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
在宅強化型 個室（＊） 要介護 1	788	1 日	824	1647	2471	
	要介護 2	863	1 日	902	1804	2706
	要介護 3	928	1 日	970	1940	2910
	要介護 4	985	1 日	1030	2059	3088
	要介護 5	1040	1 日	1087	2174	3261
在宅強化型 多床室（＊） 要介護 1	874	1 日	914	1827	2740	
	要介護 2	947	1 日	990	1980	2969
	要介護 3	1014	1 日	1060	2120	3179
	要介護 4	1072	1 日	1121	2241	3361
	要介護 5	1125	1 日	1176	2352	3527
食費・居住費（1 日あたり）						
食費（＊） 標準負担額		1 日	1960	1960	1960	
	第 3 段階②	1 日	1420	1420	1420	
	第 3 段階①	1 日	680	680	680	
	第 2 段階	1 日	390	390	390	
	第 1 段階	1 日	300	300	300	
居住費（＊） 個室 標準負担額		1 日	1728	1728	1728	
	第 3 段階②	1 日	1470	1470	1470	
	第 3 段階①	1 日	1370	1370	1370	
	第 2 段階	1 日	550	550	550	
	第 1 段階	1 日	550	550	550	
居住費（＊） 多床室 標準負担額		1 日	437	437	437	
	第 3 段階②	1 日	430	430	430	
	第 3 段階①	1 日	430	430	430	
	第 2 段階	1 日	430	430	430	
	第 1 段階	1 日	0	0	0	
加算利用料						
サービス提供体制加算Ⅱ（＊）	18	1 日	19	38	57	
在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ（＊）	51	1 日	54	107	160	
栄養マネジメント加算（＊）	11	1 日	12	23	35	
初期加算Ⅰ	60	1 日	63	126	189	
初期加算Ⅱ	30	1 日	32	63	94	
夜勤職員配置加算（2F 利用の場合）	24	1 日	25	50	75	
認知症ケア加算（2F 利用の場合）	76	1 日	80	159	239	
入所前後訪問指導加算Ⅰ	450	1 回	627	1254	1881	
入所前後訪問指導加算Ⅱ	480	1 回	471	941	1411	
試行的退所時指導加算	400	1 回	418	836	1254	

退所時情報提供加算Ⅰ	500	1回	523	1045	1568
退所時情報提供加算Ⅱ	250	1回	262	523	784
入退所前連携加算Ⅰ	600	1回	627	1254	1881
入退所前連携加算Ⅱ	400	1回	418	836	1254
訪問看護指示加算	300	1回	314	627	941
経口移行加算	28	1日	30	59	88
経口維持加算Ⅰ	400	1月	418	836	1254
経口維持加算Ⅱ	100	1月	105	209	314
口腔衛生管理加算Ⅰ	90	1月	94	188	282
口腔衛生管理加算Ⅱ	110	1月	115	230	345
療養食加算	6	1食	7	13	19
退所時栄養情報連携加算	70	1回	74	147	220
再入所時栄養連携加算	200	1回	209	418	627
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ	140	1回	147	293	439
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロ	70	1回	74	147	220
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	240	1回	251	502	753
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	100	1回	105	209	314
緊急時治療管理	518	月3日まで	542	1083	1624
特定治療	診療点数×10				
所定疾患施設療養費Ⅰ	239	1日	250	500	750
所定疾患施設療養費Ⅱ	480	1日	502	1004	1505
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	1日	209	418	627
短期集中リハビリテーション加算Ⅰ	258	1回	270	540	809
短期集中リハビリテーション加算Ⅱ	200	1回	209	418	627
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅰ	240	1回	251	502	753
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅱ	120	1回	126	251	377
若年性認知症入所者受入加算	120	1日	126	251	377
外泊時費用	362	1日	379	757	1135
外泊時費用（在宅サービス利用時）	800	1日	836	1672	2508
ターミナルケア加算 31-45日	72	1日	76	151	226
ターミナルケア加算 4-30日	160	1日	168	335	502
ターミナルケア加算 2-3日	910	1日	951	1902	2853
ターミナルケア加算 1日	1900	1日	1986	3971	5957
リハビリマネジメント計画情報加算Ⅱ（＊）	33	1回	35	69	104
自立支援促進加算（＊）	300	1回	314	627	941
科学的介護推進体制加算Ⅰ（＊）	40	1回	42	84	126
安全対策体制加算（＊）	20	1回	21	42	63
新興感染症等施設療養費	240	1回	251	502	753
生産性向上推進体制加算Ⅱ（＊）	10	1回	11	21	32
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ（＊）	×0.097	1月	R8年6月～		

自費利用料（その他の日常生活費およびサービス利用料）

日用品セット費	1 日	330 円
教養娯楽費	1 日	180 円
電気代	1 日	50 円（1 品目につき）
行事・レクレーション費	1 回	実費
理美容代	1 回	実費
健康管理費	1 回	実費
文書作成料	1 通	1620 円～
私物洗濯サービス費	1 日	290 円
その他、立替費用	1 品	実費

加算利用料 算定要件	
サービス提供体制加算Ⅰ（＊）	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合又は経験年数のある介護福祉士が厚生労働大臣の定める基準以上配置している場合に算定されます。
在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ（＊）	厚生労働大臣が定める在宅復帰・在宅療養支援機能強化体制基準を満たす場合に算定されます
栄養マネジメント加算（＊）	管理栄養士又は栄養士が厚生労働大臣の定める基準以上配置され、医師、その他職種の職員と共同し計画的に栄養ケアを実施した場合に算定されます。
初期加算Ⅰ	厚生労働大臣の定める基準に基づき医療機関と空床情報共有等連携を行うとともに急性期医療機関入院より 30 日以内に退院した利用者を受け入れた場合に算定されます。
初期加算Ⅱ	入所日より 30 日以内の期間、算定されます。
夜勤職員配置加算（2F 利用の場合）	厚生労働大臣が定める夜勤職員配置基準を満たす為、算定されます。
認知症ケア加算（2F 利用の場合）	厚生労働大臣が定める認知症ケアを適切に行うことができる基準を満たす為、算定されます。
入所前後訪問指導加算Ⅰ	退所後生活される居宅に訪問し、退所を目的としたサービス計画の作成又は診療方針の決定を行った場合に算定されます。
入所前後訪問指導加算Ⅱ	入所前後訪問指導加算Ⅰに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画作成を行った場合に算定されます。
試行的退所時指導加算	試行的に退所する場合において自宅又は社会福祉施設等へ退所される方や家族様等への療養上の指導を行った場合に算定されます。
退所時情報提供加算Ⅰ	居宅への退所時に退所後の主治医に対して情報提供を行った場合に算定されます。
退所時情報提供加算Ⅱ	医療機関への退所時に主治医に対して情報提供を行った場合に算定されます。
入退所前連携加算Ⅰ	入退所前連携加算Ⅱに加え入所前 30 日又は入所後 30 日以内に居宅介護支援専門員と連携し退所後の居宅サービス等利用方針の調整を行った場合に算定されます。
入退所前連携加算Ⅱ	退所後生活される居宅に訪問し、退所を目的としたサービス計画の作成又は診療方針の決定を行った場合に算定されます。
訪問看護指示加算	退所後に訪問看護サービスを利用する場合、訪問看護指示書を施設医師が交付した場合に算定されます。
経口移行加算	経管栄養の方を対象に、経口維持計画を作成し、摂取に移行する栄養管理を行った場合に加算されます。
経口維持加算Ⅰ	摂食機能障害があり誤嚥が認められる方に対し、医師、歯科医師、管理栄養士、その他職種が共同で会議を行い経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合に加算されます。
経口維持加算Ⅱ	摂食機能障害があり誤嚥が認められる方に対し、医師、歯科医師、管理栄養士、その他職種が共同で会議を行い経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合に加算されます。

口腔衛生管理加算Ⅰ	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し月２回以上口腔ケアを行い、介護職員に助言及び指導を行った場合に算定されます。
口腔衛生管理加算Ⅱ	口腔衛生管理加算Ⅰに加え口腔衛生管理に関わる計画を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合に算定されます。
療養食加算	療養食を提供した場合に算定されます。
退所時栄養情報連携加算	厚生労働大臣の定める特別食が必要又は低栄養状態であると医師が判断した入所者に対し退所先の医療機関に入所者の栄養管理に関わる情報提供を行った場合に算定されます。
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し施設再入所の際、必要としていた栄養管理状態が大きく異なる又は特別食が必要な場合、栄養士が入院先の栄養士と連携、調整を行った場合に算定されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ	医師又は薬剤師が入所前に６種類以上の内服処方を受けている入所者に対し、入所前の主治医と連携して処方変更に関わる留意事項、副作用等を医師、薬剤師、看護師等多職種で確認し減薬調整を行い、入所者に対し療養上の指導や退所後の主治医に情報提供を行った場合に算定します。
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロ	医師又は薬剤師が入所前に６種類以上の内服処方を受けている入所者に対し、処方変更に関わる留意事項、副作用等を医師、薬剤師、看護師等多職種で確認し減薬調整を行い、入所者に対し療養上の指導や退所後の主治医に情報提供を行った場合に算定します。
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ又はロの取り組みを行った内容について厚生労働省に服薬情報を提出し処方に当たって当該情報を活用している場合に算定します。
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱの取り組みに加え退所時に処方されている内服薬の種類が１種類以上減少している場合に算定します。
緊急時治療管理	病状が重篤となり緊急的に治療管理を行った場合に１月の内３日を限度に算定されます。
特定治療	やむを得ない事情により施設で行う医療行為に要した費用に診療報酬に準じて算定されます。
所定疾患施設療養費Ⅰ	肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全急性増悪等に罹患した方に対し、治療を行った場合に１月の内１０日を限度に算定されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	居宅介護支援専門員と連携し、入所者が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急で入所サービス利用を受け入れた場合、７日間を限度に算定されます。
短期集中リハビリテーション加算Ⅰ	入所後３ヶ月以内に短期集中でリハビリテーションを実施し、原則１月に１回以上利用者の心身の状況の評価を行い、その情報を厚生労働省に提出し必要に応じて必要な情報を活用している場合に算定されます。
短期集中リハビリテーション加算Ⅱ	入所後３ヶ月以内に短期集中でリハビリテーションを実施した場合に算定されます。
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅰ	入所後３ヶ月以内に軽度認知症の方に対して理学療法士等が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成し、生活機能の回復を目的として実施した場合に算定されます。
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅱ	入所後３ヶ月以内に軽度認知症の方に対して生活機能の回復を目的として実施した場合に算定されます。
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の方に対し介護保健施設サービスの提供を行った場合に算定されます。
外泊時費用	居宅の外泊を認めた方に対し算定します。＊月６日迄
外泊時費用（在宅サービス利用時）	居宅の外泊中に在宅サービスを利用する場合に算定されます。＊月６日迄
ターミナルケア加算 31-45 日	医師の診断により回復の見込みがなく、入所者、家族等の同意を得て、ターミナルケア計画に基づいた施設での看取りを実施した場合に期間ごとに所定単位数で算定されます。
ターミナルケア加算 4-30 日	
ターミナルケア加算 2-3 日	
ターミナルケア加算 1 日	

リハビリマネジメント計画 情報加算Ⅱ（＊）	リハビリテーションの質の継続的な管理を行い当該情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合に算定されます。
自立支援促進加算（＊）	医師が入所者の自立支援の為に必要な医学的評価を入所時に行い自立支援計画への参加及び評価を定期的に行った内容を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合に算定されます。
科学的介護推進体制加算Ⅰ（＊）	入所者の心身の状況、疾病、服薬状況等に関する情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合に算定されます。
安全対策体制加算（＊）	事故発生又は再発防止の為、安全対策を実施する体制が整備されている場合に算定されます。
新興感染症等施設療養費	入所者が厚生労働大臣の定める新興感染症に罹患した場合に、適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合に１月に１回、連続する５日を限度として算定されます。
生産性向上推進体制加算Ⅱ（＊）	生産性向上に関わるICT機器を導入し入所者の安全や介護サービスの質確保、職員負担軽減など方策を施設委員会等で定期的に確認し業務改善効果の情報を厚生労働省へ提出した場合に算定されます。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ□（＊） R8年６月～	厚生労働大臣が定める基準により、介護職員に対する賃金改善等を実施し、生産性向上推進体制加算ⅠまたはⅡを算定している場合に介護報酬の総単位数（各種加算・減算後）に、所定の加算率を乗じて算定されます。（R8年６月～）

自費利用料（その他の日常生活費およびサービス利用料）

日用品セット費	利用者様個人で使用されるタオル、バスタオル、シャンプー、剃刀など必要な物の費用として頂戴します。
教養娯楽費	利用者様が行う書道、手芸、工作、カラオケ等、教養娯楽の為に要する費用として頂戴します。
電気代	テレビ、ラジオ、電気毛布、電気髭剃、携帯電話充電器など電気製品を使用される場合に頂戴します。
行事・レクリエーション費	クラブ、レクリエーションなどをご希望により個別で実施した際、頂戴します。
理美容代	委託業者による理美容を利用された際にサービス内容に応じて費用を頂戴します。
健康管理費	入所ご利用中にワクチン接種などされた際に費用を頂戴します。
文書作成料	一般診断書、他事業所への情報提供書類、死亡診断書などを作成した際に頂戴します。
私物洗濯サービス費	委託業者による洗濯を利用された際に日額で頂戴します。 ＊月額目安 8,700 円～ ＊ネット追加料、ドライクリーニングは別途費用を頂戴します。
その他、立替費用	利用者様個人で使用される私物を施設が立替払いをした際に頂戴します。

（＊）印の加算は体制加算ですのですべての利用者様へ算定します。

＊上記の金額は１日あたりの金額ですが、実際の清算時には端数処理により若干の差異が生じます。

また消費税が加算される利用料もございますので御了承ください。

＊日用品費、その他教養娯楽費等の費用については、利用時の心身の状況によりご相談いただく場合もございます。